

(経費の流用)
第二十五條 郵政大臣は、この会計

の事業計画に計上された経費の金額のうちで政令で定めるものについては、大蔵大臣の承認を経なければ、流用することができない。

2 前項の規定により流用した経費の金額については、事業計画実績書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

(予備費の使用)
第二十六條 この会計においては、予備費のうち業務の運営に要する経費に充てるものについては、財政法第三十五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三十一条第一項の規定に基いて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の範囲内において、郵政大臣がその使用を決定することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、大臣及び会計検査院に送付しなければならない。

3 第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費について、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

2 郵政大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費について、財政法第三十五条第二項及び第三項の規定によ

る予算の配賦があつたものとみなす。

3 第一項の規定により予備費の使

用を決定したときは、当該経費について、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(支拂計画の作製)
第二十七條 この会計の支拂計画は、左の二種に分けて作製する。

一小切手を振出し、又は國庫金振替書を発するもの。

二 第三十三條の規定により出納

官吏をして支拂わせるもの。

2 前項第二号に規定する支拂計画は、日本銀行に通知することを要しない。

(歳出予算の繰越)
第二十八條 この会計においては、郵政大臣は、財政法第二十五条の規定により経費の金額の繰越について、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、同法第三十四条

の規定に基いて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

2 前項の歳出予算は、同條の規定により毎月支拂われることができる。

2 前項の郵便局長に対する支拂命令は、支拂官若しくは分任支拂官の事務で政令で定めるものを代理させることができる。

2 前項の郵便局長に対しては、会計法(昭和二十二年法律第三十

五号)第八條及び同法第二十六条の規定は、適用しない。

(支拂元)
第三十二條 この会計における毎会計年度の歳出金及び前年度から持ち越した未拂金の支拂額は、前年

度から現金の持越額のうち歳出の財源に充てることができる金額及び当該年度の歳入の収納済額の合計額を超過してはならない。

(支拂命令)
第二十九條 この会計においては、

公債の発行又は借入金の借入につ

いて國会の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、歳出

予算の繰越額及び前年度から持ち越した未拂金の金額の範囲内で、左の二種に分けて作製する。

一小切手を振出し、又は國庫金振替書を発するもの。

(分任支拂官の設置)

第三十条 郵政大臣は、必要があると認めるときは、支拂官の事務を分掌させるため、分任支拂官を置くことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により分任支拂官を置いたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(郵便局長の歳入徵收官等の事務の代理)
第三十一条 郵政大臣は、特に定める郵便局長をして歳入徵收官又は支拂官若しくは分任支拂官の事務で政令で定めるものを代理させることができる。

2 前項の郵便局長をして歳入徵收官又は支拂官若しくは分任支拂官の事務で政令で定めるものを代理させることができる。

2 前項の歳入歳出決算は、政令の規定により毎月支拂われることにより、その保管に係る現金をもつて、この会計の歳出金を支拂うことができる。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納の月中に出納官吏の受け入れた歳入金額が、その月初における出納の超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納の超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

(現金支拂)
第三十四條 前條第一項に規定する

出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるところにより、その保管に

係る現金をもつて、この会計の歳出金を支拂うことができる。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納の月中に出納官吏の受け入れた歳入金額及びその超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納の超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納の超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納の超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

任支拂官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、歳出

金の支拂命令を発せしめることができるもの。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)
第三十七条 郵政大臣は、毎会計年

度、歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書は、左の書類を添附しなければならない。

一 事業計画実績書
二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産価額増減表及び資本増減表

三 債務に關する計算書

(歳入歳出決算の形式)
第三十八条 この会計の歳入歳出決算は、歳入歳出予算と同一の区分により作成し、且つ、左の事項を明らかにしなければならない。

第三十九條 この会計の歳入歳出決算は、歳入歳出予算と同一の区分により作成し、且つ、左の事項を明らかにしなければならない。

一 歳入
二 歳出
三 歳出予算額
四 徴収額
五 不納欠損額
六 歳出予算額
七 前年度繰越額
八 予備費使用額
九 流用等増減額
十 支出決定済歳出額
十一 異年度繰越額
十二 不用額

(利益及び欠損の処理)
第三十六条 この会計においては、

毎会計年度における決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、欠損を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

2 前項の場合において、決算上生じた欠損額が積立金の額を超過するときは、その超過額は欠損の繰りとして整理事業することができる。

2 前項の場合において、決算上生じた欠損額が積立金の額を超過するときは、その超過額は欠損の繰りとして整理事業することができる。

2 前項の場合において、決算上生じた欠損額が積立金の額を超過するときは、その超過額は欠損の繰りとして整理事業することができる。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十九條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、第三十七條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

第七章 雜則

(印紙賣さばき代金の繰入等)

第四十條 印紙の賣さばき代金及び賃戻代金は、この会計の歳入及び歳出とし、その賣りさばいた金額から買戻代金及び印紙の賣さばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額は、一般会計に繰り入れるものとする。

3 昭和二十四年五月三十日現在における通信事業特別会計に属する資産及び資本は、政令の定めるところにより、郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計に属する資産及び資本は、政令の定めるところにより、郵政事業特別会計に属する資産及び資本は、政令の定めるところにより、郵便振替金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

4 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

5 郵便振替金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

6 通信大臣の定めるところにより、電気通信事業に關し必要な原價計算を行ふものとする。

7 通信大臣の定めるところにより、電気通信事業に關し必要な原價計算を行ふものとする。

第一章 総則
(設置)
第一條 電気通信事業を企業的に經營し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と分つて経理する。

(電気通信事業の範囲)
第二條 この法律において「電気通信事業」とは、有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他の電気的方法による送信又は受信によつて、意思及び事實を傳える事業及びその附帯業務をいう。

(資本及びその整理区分)
第三條 この会計においては、この会計に所属する資産の価額に相当する金額をもつて資本とする。

(資本及び借入資本)
第四條 この会計においては、電気通信事業の資産及び資本の増減異動並びに利益又は損失を明瞭に管理するため、貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理するものとする。

(固定資産の区分)
第五條 この会計は、電気通信大臣が法令の定めるところに従い、(管轄)

(会計の運営)
第六條 この会計においては、この会計からこの会計に引き継いだ固有資本、他の会計からの繰入資本及び積立金に、借入資本は、公債、借入金及びその他の負債に区分する。

(資本の額)
第七條 この会計においては、この会計に引き継いだ固有資本の額に相当する金額とする。

(会計の固定資産)
第八條 この会計の資産は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。

(固定資産)
第九條 固定資産の価額は、その取

(固定資産の定義)
第十條 固定資産のうち、電気通信大臣の定める償却資産について

定められた直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の価額は、見積価額によつて。

(減價償却及び補充取替)
第十一條 固定資産のうち、電気通信大臣の定める償却資産について、毎年度、減價償却を行い、電気通信取替を行ふものとする。

(実施規定)
第十二條 この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

3 第二章 資本及び資産(第七條)
第十三條 資本及び資産(第十六條—第二十一条)

4 第四章 予算(第二十一條—第二十九條)
第十五條 資本及び資産(第十六條—第二十一条)

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
2 通信事業特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)は、廃止する。但し、同法廃止前にした予備費の支出し並びに昭和二十一年度及び同二十四年度の決算に關しては、なお、効力を有する。

3 附則

2 前項の規定による減價償却の基準

については、電氣通信大臣が大臣に協議して定める。

(固定資産の價額の改定及び削除)

第十條 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、電氣通

信大臣の定めるところにより、その減失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その價額を改定し、又は削除しなければならない。

2 前項の規定により價額を改定し、又は削除する資産が價却資産であるときは、電氣通信大臣の定めにより、当該資産に対する減價償却額を減價償却引当金から繰り戻すものとする。

(作業資産の價額)

第十一條 作業資産の價額は、購入價額又は製作若しくは生産に要した費額による。

2 前項の規定により價額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定により價額を定めることが不適当である場合には、見積價額による。

(作業資産の價額等の振替)

第十二條 作業資産を事業の用に供したときは、その價額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理するものと/or。

2 作業資産の取扱に要する諸費により、前項の経費の支出額に割り捨てるものとする。

3 第十五條の規定により資産外物を修理したときは、その修理に要した費用は、電氣通信大臣の定

めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として計算するものとする。

(作業資産の價額の改定及び削除)

第十四條 作業資産がき損し、変質くなつたときは、そのき損、変質の規格の変更によりこれに適合しなくなつたときは、そのき損、変質の規格を改定し、又は削除しなければならない。

(作業資産の保有等)

第十五條 この会計においては、予算の定めるところにより、この会計に属する現金をもって、事業上必要な作業資産を保有し、又は資産外物品を修理することができ

ればならない。

(作業資産の保有等)

第十六條 この会計において事業設

備費及び貯蔵品保有量の増加に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

(國債整理基金特別会計への繰入)

第十八條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金、融通証券の償還金及び利子並びに発行

2 この会計において業務の運営に要する経費の財源に不足があると見込、当該年度以降の支出予定額及びに会計年度にわたる事業に伴うものについての前年

四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年

五 第十七條の規定による一時借入金に關する調書

第三項但書の規定による一時借入金若しくは融通証券の借換を必要とする場合には、公債及び借入金の償還金に限り、これを繰り入れ

2 前項の規定による借入金の借入又は前條

規定による借入金の借入又は前條

規定による借入金の借入又は前條

規定による借入金の借入又は前條

規定による借入金の借入又は前條

規定による借入金の借入又は前條

(一時借入金及び融通証券)

第十七條 この会計において支拂上

し、又は融通証券を発行することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、國会の議決を経なければならぬ。

(一時借入金及び融通証券)

第十八條 この会計において償還

5 前項但書の規定により借換をした一時借入金又は融通証券はその借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

2 前項但書の規定により借換をした一時借入金又は融通証券はその借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

する事務は、大藏大臣が行う。

(余裕金の運用)

第二十條 この会計に余裕金があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。

(歳入歳出予定計算書等の作製及び送付)

第二十一條 電氣通信大臣は、毎会

計年度、この会計の歳入歳出予定及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。

(歳入歳出予定計算書及び融通証券)

第二十二條 電氣通信大臣は、この会計の事業計画書に計上された経費の金額のうちで政令で定めるものについては、大藏大臣の承認を経なければならない。

(歳入歳出予定計算書及び融通証券)

第二十三條 電氣通信大臣は、この会計の歳入歳出予算をもつて、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の作成及び提出)

第二十四條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(予算の作成及び提出)

第二十五條 電氣通信大臣は、この会計の事業計画書に計上された経費の金額のうちで政令で定めたものについては、大藏大臣の承認を経なければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十六條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(予算の作成及び提出)

第二十七條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(予算の作成及び提出)

第二十八條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十九條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十一條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十二條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十三條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十四條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十五條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十六條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十七條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十八條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十九條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十一條 この会計においては、

2 前項の規定による予算とともに、國会に提出しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

たものとみなし。

(支拂計画の作製)

第二十七條 この会計の支拂計画

は、左の二種に分けて作製する。

一 小切手を振り出し、又は國庫

金振替書を発するもの。

二 第三十二条の規定により出納

官吏をして支拂わせるもの。

2 前項第二号に規定する支拂計画

は、日本銀行に通知することを要

しない。

(歳出予算の繰越)

第二十八條 この会計においては、

電氣通信大臣は、財政法第二十五

條の規定により繰越について國会

の承認を経た経費の金額の繰越に

ついては、同法第四十三條第一項

の規定にかかわらず、同法第三十

四條第一項の規定に基いて大藏大

臣の承認を経た支出負担行為計画

の金額の範囲内において、翌年度

に繰り越して使用することができ

る。

電氣通信大臣は、前項の規定に

より繰越をしたときは、その歳出

科目、金額及び事由を大藏大臣及

び会計検査院に通知しなければな

らない。

3 第一項の規定により繰越をした

ときは、当該経費については、財

政法第三十一條第一項の規定によ

る予算の配賦があつたものとみな

す。

(公債及び借入金の借入余力の繰越)

第二十九條 この会計においては、

公債の發行又は借入金の借入につ

いて國会の議決を経た金額のう

ち、當該年度において發行又は借

入をしなかつた金額があるとき

は、当該金額を限度として、歳出

予算の繰越額及び前年度から持ち

越した未拂金の金額の範囲内で、

又は借入金をすることができる。

第五章 収入及び支出

(分任支出官の設置)

第三十条 電氣通信大臣は、必要が

あると認めるときは、支出官の事

務を分掌させるため、分任支出官

を置くことができる。

2 電氣通信大臣は、前項の規定に

よる分任支出官を置いたときは、

大藏大臣及び会計検査院に通知し

なければならない。

(支拂元)

第三十一條 この会計における毎会

計年度の歳出金及び前年度から持

ち越した未拂金の支拂額は、前年

度からの現金の持越額のうち歳出

及び当該年度の歳入の収納済額の

合計額を超過してはならない。

(支拂命令)

(財務諸表の作製)

第三十二条 この会計の支出官は、

歳出金を支出するため、小切手を

振り出し、又は國庫金振替書を発

する外、電氣通信大臣の指定する

出納官吏に対し、政令の定めると

ころにより、支拂命令を発するこ

とができる。

2 支出官は、第二十七條第一項第

二号に規定する支拂計画の範囲内

で、第三十條第一項に規定する分

任支出官に金額の限度を示して、

前項に規定する出納官吏に対し、

政令の定めるところにより、歳出

金の支拂命令を発せしめることが

できる。

(歳入歳出決定計算書の作製及び

送付)

第三十六條 電氣通信大臣は、毎会

(現金支拂)

第三十三条 前條第一項に規定する

出納官吏は、同條の規定による支

拂命令を受けた場合には、政令の

定めるところにより、その保管に

保有する現金をもつて、この会計の歳

出金を支拂うことができる。

2 前項の規定により毎月支拂われ

た金額が、その月初における出納

官吏の保管に係る歳入金額及びそ

の月中に出納官吏の受け入れられた歳

入金額の合計額を超過したとき

は、電氣通信大臣は、政令の定め

るところにより、翌月末まで

に、その超過額に相当する金額を

出納官吏に交付しなければならな

い。

(第六章 決算)

(第三十一条) この会計における毎会

計年度の歳出金及び前年度から持

ち越した未拂金の支拂額は、前年

度からの現金の持越額のうち歳出

及び当該年度の歳入の収納済額の

合計額を超過してはならない。

(第七章 製造)

(第三十二条) この会計の歳入歳出

決算書は、毎会計年度、損益計算書、貸借対照

表、財産目録、資産価額増減表及

び資本増減表を作製しなければな

らない。

(利益及び欠損の処理)

(第三十三条) この会計においては、

毎会計年度における決算上利益を

生じたときは、これを積立金に組

み入れ、欠損を生じたときは、積

立金を減額して整理するものとす

る。

2 前項の場合において、決算上生

じた欠損額が積立金の額を超過す

るときは、その超過額を、欠損の

繰越として整理することができる。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十四条 内閣は、毎会計年度、

この会計の歳入歳出決算を作成

し、一般会計の歳入歳出決算とど

もに、國会に提出しなければなら

ない。

2 前項の歳入歳出決算には、第三

十六條第二項に規定する書類を添

計年度、歳入歳出決定計算書を作

製し、大藏大臣に送付しなければ

ならない。

第七章 雜則

(郵政事業特別会計への織入)

第三十九條 この会計は、電氣通信

省設置法(昭和二十三年法律第二

百四十五号)第六條第一項の規定

による郵政省への委託業務の取扱

に要する経費、この会計の歳入金

の受入に要する経費及び電氣通信

大臣と郵政大臣との協定により、

電氣通信省が共用し、又は利用す

る郵政省の施設の設備、維持及び

運営に要する経費に充てるため必

要な金額を、予算の定めるところ

により、郵政事業特別会計に織り

入れることができる。

(実施規定)

第四十条 この法律の実施のための

手続その他その執行について必要

な事項は、法令で定める。

附 則

この法律は、昭和二十四年六月一

日から施行する。

○中野政府委員 ただいま議題となりました郵政事業特別会計法案、及び電氣通信事業特別会計法案の両法案の提案理由を、一括して御説明申し上げたいと存じます。

本年六月一日をもちまして、通信省

が郵政省及び電氣通信省に分割され

ることになりましたので、同日を期しま

して現在の通信事業特別会計を廃止

し、新たに郵政省の所管に属します

事業に関しましては、郵政事業特別会

計を設置し、また電氣通信省の所管に

属します事業に関しましては、電氣通

信事業特別会計を設置しまして、それ

で、この両法案を提出いたした次第であります。

入金について國会の議決を経た金額のうち、その年度で起債しなかつた額に

議の上すみやかに御賛成あらんことを
希望いたします。

に加えた点もござりまするし、人員の配置等について改善を加えなければな

してその末節にねぎらしていく。このた
錯誤があり、あるいは事務の澁滞を來

同様に、事業特別会計法に規定してあります。事業特別会計法の内容は二者ほとんど同一でありますし、しかも現在の通信事業特別会計令中に規定する重要な事項とをあわせ規定いたしまして、法体系の整備をはかるとともに、従来の通信事業の運営の実績に顧みますとして、二、三の点について改善の規定を加えんとする次第であります。

すなわち両法案の現行の通信事業特別会計法と異りますおもな点は、一、先ず現行の通信事業特別会計法第十三條などで、事業設備費の財源の不足を補うために、調整資金を保有することがあります。従来の実績にかんがみまして、このたびの両法からは削除することにいたしました。二、次に両特別会計法案のおのおのの第五十一条には、作業資産の保有等に関する規定を設けることにいたしましたが、この規定は、郵政会計及び氣象通信会計の企業的な運営に資する趣旨のもとに、事業上必要な作業資産を各会計に属する現金をもつて、予算で定める金額の範囲内において保有することができるにしようという規定であります。この規定は、現行の通信事業特別会計法にはない規定であります。従来の事業運営の実績にかんがみ、その必要を認めまして、新しく規定した次第であります。三、また両法案のうちの第二十九條には、公債の発行及び借入金の起債余力の翌年度への繰り越に関する規定を設けるにいたしましたが、この規定は各会計においては、各年度において公債の発行及び

おいて起債することができる道を開かることとするものであります。これもまた両会計の企業的な運営に資せんとする趣旨のもとに規定したものであります。この規定も現行の通信事業特別会計法にはない規定であります。従來の事業運営の実績にかんがみその必要を認めまして、新しく規定した次第であります。

○川野委員 この際、大蔵省主税局監理部長正示君より、浦和事件の御説明を願いたいと思ひます。

○正示説明員 先般本委員会におきまして、浦和税務署の不正事件につきまして、御調査の結果が御報告になつたのですが、その際私も多少事実について附加してお話を申し上げたのではあります。この説明に問題いたしまして、委員各位から、本委員会として

らぬ点は、それべ必要な手続を講じてお
りいるわけであります。すでに不正行
爲をなしました者は、それべ検察當
局の手により、あるいは起訴になり、
あるいは取調べを受けている状況であ
ることは、御承知の通りであります。
かような不正行爲をなす者を出してま
すことと、また事務の処理につきま
で、ただいま概略的に申し上げたよろ
に相當紊乱いたしておるということと、
この両面の監督の責任につきまして

しており、ひいては納税者からいろいろと非難を受ける原因となつておると考えるのでございます。かように事務が滞滯いたしました原因といたしましては、御承知のように浦和税務署は東京都の近くで、電車でならすぐ参れるような場所にあります関係上、地域手当等の關係から、人員の充実が非常にむずかしく、常に相当の欠員を生じておるのであります。これに加えまして納税者数とその納税額は、相當大きい

別会計法と異りますおもな点は、「先ず現行の通信事業特別会計法第十三條では、事業設備費の財源の不足を補うために、調整資金を保有することがであります。次に兩特別会計法案のおのの第十五條には、作業資産の保有等に関する規定を設けることにいたしましたが、この規定は、郵政会計及び氣通信会計の企業的な運営に資する趣旨のもとに、事業上必要な作業資産を各会計に属する現金をもつて、予算で定める金額の範囲内において保有することができるにしよう」という規定であります。この規定は、現行の通信事業特別会計法にはない規定であります。従来の事業運営の実績にからんとする必要を認めまして、新しく規

法の規定と異なる点の主要な箇所であります。なおここで一言附加して申しますが、なほこのことは、この両法案によりますと、六月一日から発足することになります郵政事業特別会計、及ばず電氣通信事業特別会計の昭和二十四年度の予算関係についてであります。会計の予算是、過般本國会において御審議を経まして、去る四月十九日法律によりまして、五月三十一号として公布されました郵政局特別会計等の昭和二十四年度の予算に、この特例に関する法律によりまして、五月三十一日をもつて終ります通信事業特別会計の昭和二十四年度の予算に、今後、この予算となります分は郵政勘定に、電氣通信事業特別会計の予算となるべき分は電氣通信勘定に区分してあります。この予算もすでに御審議を経まして、成立しており、六月一日からは、郵政勘定に含まれている分が郵政事業特別会計の予算となる次第であります。

は、それへ責任者に對して相当の懲戒処分をいたさなければならぬことば、これまで前会に申し上げた通りでござります。且下その責任者の処分につきましても、公務員法による懲戒処分の手続を進めておることを、この際御報告申し上げたいと存じます。

なお浦和税務署の事務の紊乱の一因の原因といたしましては、これまた大いに御承知の通り事務量が相当大きいのでござります。従いましてこの税務署を分割いたしまして、適当に事務の量を調整するという面につきましても、別途考慮いたしておるわけでござります。近く國会にその關係の問題につきまして、御審議を煩わすことになりますからと存じます。監査の詳細な内容につきましては、直接監査に當りました篠川税務部長から申し上げることにいたしたいと存じます。

○篠川説明員　浦和税務署を監査しました事情を御報告申し上げます。

まず概略的に申しますと、浦和税務署はいわば渾然と事務の処理をやつて、最後までの月末が散漫にして

税務署でございますので、一人当りの事務分量は相當に大きい。でありますからその少數の人間でやります場合に、そういつた大きな事務分量をやるといったしますれば、個人々々が相当の熟練者でなければならぬと思いますが、この従事員の大部分が、まだ法規とか通牒にふなれな未熟練者が大多数を占めております。結構質、量ともに不足の従事員を擁して、相当むずかしい仕事をやつて行かなければならなかつたのであります。これに対しても積極的な指導監督をしなかつた。監督が徹底を欠いていた。これが根本の原因であろうと思つてございます。そこでその結果として、納稅者からどういふ非難を受け、またその非難を受けた理由は、個々的にどういうものがあるのかということを申し上げたいと思ひます。

以上をもちまして、両法案の御説明を終りたいと存しますが、何とぞ御審

しては、たゞちに所要の改善を加えて、すぐ
べく努めておるのであります。すな

ないと見られるのであります。従いまして

たします。その登記をいたしましてか

A

ら、これを直税課に画付いたします。
そして直税課においてその申告を見ま
して、あるものは申告を是認する、ある
ものは更正の手続をするということに
なるべきでございますが、浦和税務署
におきましては、最初にこの申告書を
直税課の方で收受いたしまして、そし
て所得調査簿の整理あるいは確定、更
正の資料としてこれを使つた。そのた
めに一人別徴収簿への登記が非常に遅
れただのでござります。ところが遅れて
申告書が総務課へ参りましたときに、
すでに税務署の方からばどんく銀行
なり郵便局へ拂い込まれます。そうい
たしますと、納稅済通知書というもの
が参るわけござりますが、それをまた
一人別徴収簿へ登記しなければなら
ぬ。ですから申告書によるところの徵
收決定済額の登記と、それから銀行も
しくは郵便局から参りますところの納
稅済みの通知書の登記と、この二つの
仕事が競合いたしました関係上、相当
事務に錯乱を來した。そのため納稅
者に対しましていろいろと、たとえば
納稅済みの者が記入漏れになつておる
とか、あるいは申告いたしておる者が
まだ徵収簿に登記をしていないといふ
よろないふくふ結果を來したことにな
つたのでござります。

を差引きました。幾類を納税告知書に記載すべきはずのものでございますが、浦和税務署におきましては、先ほど申しあげましたように、確定申告書をまず直税課においてとつて、税務課にはおとからまわつたという関係で、徵收簿の整理が非常に遅れた。この関係から、大体所得の調査簿等によりまして、この確定更正の結果、告知すべき税額を算出しました。その結果といたしまして、確定更正の免税額から確定申告の免稅額を差引いた税額、これを納税者に告知したのでございます。従いまして通常はこれによつても間違はないのでござりますが、ただ確定申告が仮更正の金額よりも非常に少い。そしてその少い金額がまだ確定申告をしない前に、第三期分として決定になつておりますところの徵收決定済額より大きいといふ場合におきましては、その大きい部分だけが重複する結果になるのでございます。従いまして納税者に対しまして、これは二重徵收だというふうな感を抱かした結果になつておるのでござります。

する前に、すでに納税者に対して減額あるいは訂正の通知をしたもののがございます。その結果納税者におきましては、当然自分は過納であるから還付になるはずだと思っておられるところを、まだ徴収簿に訂正がありません。従いまして還付の請求に行つても断られるというような結果を来しまして、非常に大きな非難を受けた次第でございます。

次に昭和二十二年度分の過誤納額の整理がやはり遅れた。それから過年一度の過誤納額は、法律によりますれば翌年度分の税額に充当するか、もしくは充當しない場合には本人に還付するか、このいずれかの方法をとるということになつておるのであります。その後の場合、翌年分の税額に充当いたしました場合には、本人に通知すべきはそのものでございます。しかるに浦和税務署におきましては、昭和二十二年度分の過誤納額を二十三年度の税額に充当いたしました場合に、納税者に通知をしなかつた。そのため、あたかも納税者に對して何か税金の横取りを行つたというふうな感じを與えたということがあります。それから更正決定をいたしました場合には、税務署に書いて調査をいたします。その調査を参考といたしまして、各業者團体の意見をいろいろ聞いてみると、各税務署としてやつているのでござりますが、浦和税務署におきましてはこの詰問にあたりまして、普通の詰問の程度をいさざか越えて、行き過ぎているという部面があつたことが認められたのでございます。つまり個々と所得額を國体幹部に詰問するといふことでございますが、これがいろいろとされたのでございます。

納税者の方から非難を受けた原因につたわけでございます。特にそのうで自転車の組合の團体詰問といふにあたりまして、不正事件があるとうことが納税者より非難を受ける大きな原因になつたと認められるのでございます。

以上をもちまして、浦和税務署の査の結果の御報告といたします。

○川崎委員長 それでは國家公務員組合法の一部を改正する法律案にましまして、すでに質疑を打切つてありますので、これより本案を議題として討論に入ります。論討は通告順によこれを許します。宮崎靖君。

○宮崎委員長 ただいま上程されおます國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案につきましては、その案に対しましてわが民主自由党は一賛成の意を表するものであります。この原案を拜見いたしましたと、國家公務員法との関連規定等において、いだ不十分であるかのように認められ点もありまして、おそらくこの國家公務員共済組合法の全部にわたりまして、改訂をなすべきものではなかろうかかように考えておるのでございます。

当面の措置といたしましては、さしつたり今回の一部改正案を認めまして適当の時期におきましてこれを調し、りつばに法制化することにいたたい。かような観点から、まずもつ原案に賛成いたしたいのであります

が、ただこの改正法律は五月一日をめまして若干の修正を要するものと認めまして、その部分について一部修の動議を提出いたしたいと存じます。

その修正の要項は、まず読み上げますと、附則第一項中「第三十條から第三十三條まで、第三十六條及び第三十七條の改正規定は、昭和二十四年五月一日から」を削り「同年六月一日から」を「昭和二十四年六月一日から」に改め、「昭和二十三年七月一日から」を加える。これが修正案であります。その理由は、四月中に公布する事が不可能となりましたために、施行期日の変更を行うことは必須であります。すなわち第三十條から第三十三條までの改正規定は、遡及適用が不可能でありますので公報の日からいたしまして、第三十六條及び第三十七條の改正規定は健康保険法の改正と同一にする必要がありますので、五月一日に遡及適用するものであります。

以上修正をいたしましてその余の原案につきまして、全面的に賛成の意を表するものであります。

○川野委員長　田中誠之進君。

○田中(誠)委員　私は日本社会党を代表いたしまして、本法案に対して反対の意を表明するものであります。全体としてこの法案が不備であるということは、昨日入江法制局長より報告されました事項についても了解できることであります。しかし、この点につきましては根本的にそうした点について再検討をするものだと考えるのですがあります。かりにそれらの点をしばらくおくと、いたしましても、改正法案の中に見られますところの医療関係の初診料の組合員の自費負担という点は、現在共済組合員の保険金の掛金が、月収の百分の十七という相当高率なものであります。

ます。そうした上に初診料が組合員の自費負担になるということは、それだけ厚生施設としての本組合の趣旨に反するものである。

法の一部改正にあたりまして、この点に対して反対をしましたと同様の趣旨から、國家公務員共済組合法におきましても、この点については反対しなければならない。さらにさしあたり掛

けます。ところがこの反面におきまし

て、今度社会党の田中委員からも指

けられましたこと、この法案の中に反

するものである。

われくは健康保険法の一

部を改

正する

べき

事

件

を

な

い

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

によります。國內円資本獲得と、それに
統きます。國内産業に対する外國会社の
うな結果になるという意味におきまし
て、反対しておるわけであります。か

支酉林といふものが必然に起用せらるるのです。現在我の管理貿易のもとにおきまして、損害保険によります貿易外収支といふものは、結局外國会社にとつてのみ有利であります。買賣の上から見まして、我が國の産業者者の活躍といふものは、自由な通商のもとにおいてのみその發展が保証されるのであります。私は先に時期ということを申しましたのはその意味なのであります。これはまだ施行期間を一年延ばすとかいうふうな問題ではないであります。また根本的にも、損害保険を含めた金融機関の國營、そしてこれを人民管理に付する、並びにこの貿易自身を國營人民管理に付するという段階になりまして、初めてこのような法案はきわめて正当なものとなると考えるのであります。次に外國会社は円資本を獲得することによりまして、國內の産業に対する支配力をいよ／＼強化することになると考えるのであります。將來共同保険から自由競争という方向への道といふことは、これは目前に迫つておりますが、火災保険に対する外國商社の進出といふようなもの、これは前に申しましたその傾向をいよ／＼強化することになると言ふのであります。われわれは決して外資導入といふようなことについても、一般的に反対するわけではありませんが、ことにおきましては、こういふ外資導入がすべて大多数の國民にとって有害になつて、きわめて一部の限られたものに巨利を博せしめるというよ

うな結果になるという意味におきましたが、反対しておるわけあります。かたがた全般的に民族産業を保護し、またひいては日本の民族の完全な独立を達成するという大きな見地に対しても、非常に有害であるという意味において、われくは現実の外資導入に反対しておるのであります、まったく同様の趣旨によりまして、この外國保険事業者に関する法律案の役割と、これを具体的に推測いたしまして、これに対する全面的な反対するものであります。

のとき事業をおこなうことは、必ずしもこうしたところの資本をもつて、しかも外國の商社が日本においてこの事業をしなければならぬというふうな、差迫つた事情ではないというふうに考えられまして、むろしこれは通商條約が締結された後において、初めて等の立場において、日本もまたこれらの諸外國においてそれらの事業を営み得るという立場に立つて、これが認められるべきものだと思います。また一日もすみやかに通商條約も締結され、さらに講和條約等も締結されることがあります。ただ現下の日本の占領されておるという事実、また講和会議というものについて、正しいはつきりした見通しがつけ得られないという事態のもとににおいては、きわめて不十分ではあります。が、これらの方態を勘案の上で、強い希望意見述べまして賛成するものであります。

すなわち日本のこういう状態におきましてはたしていいマーケットであるという考え方を持つて進出して来るかということに關しましては、疑いなきを得ないのであります。はたして喜んでここへ來るかどうかということは、どう大して心配はないというふうな見解を私は持つておるのであります。損害保険の方に関しましては、これは国際性が非常にあるのであります。先般も私たちよつと申しましたが、英國のごとき事業關係がすべて國営に移行しようとおこなうからであります。こういう損害保険については自由の立場に置いてあるということは、その國際性を強く認めておるからであります。こういう観点から見ますと、ことに日本のときは災害の非常に多い國でありますて、國內だけでこれを消化していくということは、非常な危険があるわけであります。現在も再保険關係におきましては困つておるような状態にあるのであります。ただ日本のリスクを外國に持つて行くというだけではなく、ひいては取引關係でござりますから、自然先方のリスクも日本へ入つて来るわけになります。ことに船舶の面におきましては、外貨獲得の上に大いに役立つわけであります。こういう観点から一日も早く外國との取引を開始するのが当然であると、私たちは考えておるのであります。こういう意味合いにおきましては、私は本法案が一日も早く施行され、そして外國との取引が円滑に行われて行くことが、緊急であると存ずるのであります。本法案に賛成の意

を表するものであります。
○川野委員長 荒木萬壽天君。
○荒木委員 私は民主党を代表しまして、本法案に賛成の意を表するものであります。先ほど來るゝ御説がござりますが、現在日本の置かれておりまする國際的地位及び日本の國力の現状からいたしまして、もとより一方的な形はとりますけれども、これまたやむを得ざることであります。さしあたり外國の資力の援助を受けるといふことも、これまた日本が今後一本立ちするために必要な前提條件である意味合いで、適切な措置であると考え、賛成の意を表するものであります。
○川野委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を願います。
〔賛成者起立〕
○川野委員長 起立多數。よつて本案は可決いたしました。
なお報告書の作成その他のことについては委員長に御一任願います。
○川野委員長 前にたゞこ専賣法案、塩專賣法案及びよう脳専賣法案の三法案を一括議題いたしまして、質疑を繰続いたします。

Digitized by srujanika@gmail.com

が、そのときの趣旨とはもちろん大きいと考へます。最近國会に專賣に関する諸法案がどん／＼出て来るし、本的な立場をまず明らかにしていただきたいと考えます。ことに專賣公社法の施行がいよいよ実現することになつて参りましたこの際、あらためて專賣に対する政府の基本的なお考えが何であるかといふことを明らかにしていただきことは、非常に必要であると考えております。

○原田 政府委員 ただいま私どもの管掌しております専賣は、タバコ専賣、塩専賣、しようのう專賣の三つで、ほかにアルコール専賣が商工省所管としてござりますが、一概私どもの所管の専賣について申し上げます。

御承知のように専賣の成立しました沿革は、当初におきましては大体において財政收入をあげるということが、一應の目的となつておつたようであります。もつともしようのう専賣は財政收入も多少はあつたかに聞いておるのであります。それよりもしようのう専賣という特殊産業の助長、保護という点に主眼が置かれたようであります。タバコ専賣、塩専賣は、成立いたしまして当初におきましては、財政をあげるということが目的であつたのでござりますが、その後塩専賣におきましては、財政收入をあげるという考え方から、むしろ社会政策的に塩の價格を安くなくして、國民の生活必需品を安く供給するという考え方につながつて、現在に至つておるのであります。

す。タバコ專賣は御承知のように、初めから今日まで、財政收入をあげるということが目的でありまして、特に戦後この数年間といふものは、タバコ專賣による財政收入が非常に大きな割合に上つて來たのであります。私どもはタバコ專賣につきましては、財政の收入を上げることを第一の目的とし、これに関連いたしまして、タバコは嗜好品であるとは申しながら、一面から申しますれば生活必需品に近いものになつておりますので、できるだけ經營の合理化をはかり、原價を安くすることを考え、また一面におきましては品質の向上も考へ、少しでもふやして消費者に円満にタバコの販賣と供給を行いたいという考え方で、進んでおるのでござります。塩につきましては、先ほど申しましたように、財政收入を上げるということではなく、塩の需給の円滑化をはかり、できればなるべく安い塩を配給して、國民の生活安定に資したいという考え方でやつておるのであります。しようのう專賣につきましては、先ほど申しましたように、日本の特殊産業で、しようのう関係の製品が從来から輸出に多く向いておつたのであります。この輸出の面をできるだけ拡張いたしまして、ます／＼しようのう産業の発達をはかりたい、こういう考え方で現在進んでおるような次第であります。

鹽がどうい機能を果し、またこれか
ら果そうとしておるのかという点につ
いて、政府の所見を伺うために一、二
点の質問をいたしてみたいと思いま
す。

○塩專賣法案の第九條には「公社は、
塩、にがり又はかん水の需給調整上必
要があるときは、製造者に対し、塩、に
がり又はかん水の製造数量を制限す
ることができる。」と規定しておるの
であります。が、この需給調整上必要が
あるときというのは、大体どいう内
容を持つておるか。私の解釈するところ
では、主として外塩の輸入の問題が
内容になつておると考えるのであります
が、その点について政府の意見を伺
いたいと思います。

○原田政府委員 この規定は、実は旧
法にもこういうふうな規定がありま
たので、それを引継いでこういう條項を
設けることに立案いたしたのでござ
います。が、現状において、國內塩の生
産だけでは足りない状況であります
で、この規定を用いまして、需給調整上
から制限をすると、いうことは、まず
あまりないと思うのであります。た
だ全体の需給調整上では、日本の生産
を制限するまでの必要はないといった
ましても、非常にコストの高い不経済
な製塩等につきましては、また全体の
需給のバランスも考えまして、製造數
量を制限するということも予想されま
すので、こういう規定を、從來の旧規
の趣旨をそのまま継いで設けたような
次第でありまして、これを一般的に均
の生産制限ということを考える時
は、まだ大体において当分はないもの
だと思います。

○風早委員 そういたしますと、大生

外塩を輸入するということをまた基本に置いて、そうしてその需給調整上どううしても國內製塩に對しては一大制限を加えなければならぬといつたよりな政策は、政策としては政府はとらない、そういうふうに言われるわけでありますか。

○原田政府委員 現在やつております私のもの考え方を申しますれば、輸入の見通しは、本年度は御承知のように一應百二十五万トンを予想しておるのであります。が、これを一面關係方面とも折衝して予定を立て、それから國內の塩の生産に使いまする燃料の配給の問題を考えて、一面國內の生産を主年度は四十万トンと見たのであります。外塩がこれだけ入るから、國內燃料の關係から申しますれば五十五トンもできるのであるけれども、これを四十万トンに抑えるのだ、そういうふうな考え方はいたしておりません。

○風早委員 とかく外資を入れんがために外資を入れる。その結果國內の工業、國內の經濟の再建に、それが眞に役に立つかどうか。場合によりましては、その反対になるというふうなことになりましても、とにかく入れんが認めに入れるというようなことが、買入の個々の実例でもすでに上つておる。でありますて、そういう意味で、私は特にこの塩の問題に注目するのであります。ことに一方におきまして、こま式などはほとんどこれから營業はり立たないというようなことになつておる。價格政策の面でも一向に現に中小の製塩業者、ことに平塩には三十七億円の補給金が、予算も計上されております。他方におきまして、現に中小の製塩業者、ことに平塩などはほとんどこれから營業は

申しましたような疑問は当然に起ると思いますが、それは現状のもとにおきまして、私はどう考
考するのであります。大体今入れてあります外債というものは、一トントラブルないし二十二、三ドルであると申しますが、かりに十九ドルといたとしても、三百六十円で換算いたしまして、六千八百四十円になる。ところが易廳の專賣公社に対する拂渡し價格いうのは千九百八十円、それについて回送費や手数料を加えましても四三百二十円ということになつておる一方におきまして、ソーダ工業などは三千円でこれを渡しておる。こうなことになつておる。そこで政
は、一トン三百六十円で換算いたして、かりに十九ドルといたしますが、一千八百四十円、それとの差額、あ
いはまたソーダ工業への價格との差を、消費者價格にかぶせて来る。さ
に不足する分をカバーするために、販賣公社に対して三十七億円を支出し
いる、こういうふうなことになつてゐるのではないかと考えるのであります。そういたしますと、結局三十七億円というのは、實質上これは輸入補
金であるというふうに考えますが、この点はどうですか。

歳入全体と、それから購入費等を含みました経費全体の差引が結局三十七億ということに相なつて、これが専賣費全体に対する補給金と、私どもは一應こういうふうに考えております。

○風早委員 三百六十円になつたために、大体七億以上の不足ができるといふ性質を結局本質上持つておるよう考へられるのであります。が、そうした場合に、この爲替相場の田安決定といふことによつて、これは予算編成上の問題になりますけれども、三十七億円といふものに狂いが來るといふようなことはないのですか。

○原田政府委員 風早さんのお話のように、この通りの数量が輸入されます

れば、一應そういうふうな不足を生ずる計算になるのであります。これはそ

ういう面におきましては輸入補給金と申すこともできると思ひます。ほかの

輸入物資等と大体同様な考え方になるわけであります。これが対策といたしましては、実は今いろいろの面を研

究中のようなわけでござります。

○風早委員 國内製塩業者が非常に困

つておる。しかも塩は絶対的不足しておる。困つておるといふのは、できな

いで困つておるのでなくして、これ

をつくらせようとすれば幾らもつくる。大体真空式にいたしまして

せられる。大体真空式にいたしまして

も、これは政府が相当の補助を與えて

こういふのができておつたと思いま

す。でありますから、もしも今平がま

式でもつて非常にコストの高いものを

つくつておる業者に対しましても、こ

れから政府がほんとうにそれらに対し

て、こういう輸入補給金に当るような

○原田政府委員 國内の生産塩の現在

少いのは、これは一に燃料の関係でこ

とにあります。燃料と申しましても石炭が

おもでございますが、一時石炭の生産

が非常に少かつたために、國内の産業

擴張してやる。そして少しでも塩の需

要に應じて、より多くして行くといふ

よくな建前をとられるのが至當だと思

うのであります。が、どういわけで政

府は特に岩塩に非常な恩恵を與えて、

國內の業者を非常に困らせるようなこ

とをやつておるのか、私は非常に疑問

を持つのであります。この点について

の御所見を伺いたい。この前もちよつ

とふれたのでありますけれども、大体

はどんなよい方式でも不可能であります

だと思うのであります。しかもこの岩

塩は白塩ではなくて黒いのであります

から、品質はもちろん國内塩よりも悪

いのであります。こういう点がどう

も納得が行かないであります。また

の燃料事情は、地域的には概して非常

によくなつて來ておる。ことに石炭な

どは非常に余つておる。最近では瀬戸内

が激増しております。中小企業なども

に塩の生産も減つて來たような次第で

あります。二十三年度におきましても

これはさらに少くて、全体合せまして

も十四万トン程度の配給しかなかつた

ような次第でございます。ただ昨年度

の石炭は、その前に比べますれば相当

増産いたしましたが、本年度は昨年度

に比しまして相当の増産が予期されま

すので、本年度の製塩用の石炭の開当

の見込みは、昨年度に比べますれば相

当有望だと思ひます。現に第一・四半

期におきまして、精炭、格外炭、亞

炭等を合せまして十二、三トンは第

一・四半期で入る予定になつておるの

でございます。一年間を通じます

いたしまして、精炭これが國內の經

済再建に非常に効果的であり、あるいは税金の面につきましても、これが側

面から非常に大きな役割を持つて行く

といふことであれば、これは非常にけ

つこうなことがあります。が、そういう

ことは、必ずしもといたしましては業者と

一緒になりまして、できるだけ燃料を

豊富に入手いたしまして、塩の生産を

おりました。二十一年は三十万程度に

減つたのであります。二十二年度に

おきましてはそれが非常に減りまし

て、精炭、格外炭、亞炭をさせまして

も十五万程度だつたのでござります。

私どもは、御承知のように戦争末期あ

るいは終戦後、日本の塩の需給關係か

ら塩の生産設備を非常に拡張いたしま

して、かたゞ、燃料の配給等にもで

きるだけの力を注いで、多くしようと

して参つたのであります。が、石炭の生

産事情が非常に悪かつたため、また一

面外國からの輸入が、司令部の厚意も

ありましたが、割合にできるようにな

つたために、どうしても石炭の塩にま

わる分が少くなりましたので、かよう

りました。が、割合にできるようにな

つたのであります。が、石炭の塩にま

わる分が少くなりましたので、かよう

りました。が、割合にできるようにな

つたのであります。が、石炭の塩にま</

